

議会基本条例策定特別委員会会議録

1. 日 時 平成21年1月23日(金) 午前9時30分開議

2. 場 所 第3・4委員会室

3. 出席委員 委員長 松 野 豊
副委員長 藤 井 俊 行
委 員 酒 井 睦 夫
" 戸 部 源 房
" 乾 紳 一 郎
" 高 橋 ミ ツ 子
" 伊 藤 實
" 田 中 人 実

4. 欠席委員 田 中 美 恵 子

5. 委員外議員 馬 場 征 興 議長

6. 傍聴議員 関 口 和 恵
青 野 直

7. 出席事務局員

事 務 局 長 秋 山 純
次 長 補 佐 仲 田 道 弘
係 長 吉 原 浩
主 査 竹 内 繁 教

8. 参考人

早稲田大学マニフェスト研究所 研究員 草 間 剛

9. 協議事項

(1) 議会基本条例成文(案)について

(2) 今後のスケジュールについて

開会 午前 9時32分

松野豊委員長 それでは、ただいまから第20回議会基本条例策定特別委員会を開会いたします。

本日の出席を御報告いたします。出席委員8名、欠席委員1名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

配付資料の確認をさせていただきます。まず、次第書A4で1枚ございます。それから、議会基本条例の素案、1月23日版ということで1部、ワンセットお配りをしております。それから、全国町村議長会が編集をしています議員必携の冒頭の目次のところと冒頭の最初の章だけコピーしたものを御参考までに配付をさせていただきました。事務局の倉田次長のほうで入手をされまして、ここに実際の本がございしますが、非常にわかりやすく、議員の職責、そもそも議会とはとか、議員とはとかあるいは地方自治とはとか、そういったことが非常にわかりやすくまとまっている本でございましたので、ちょっと皆さんに御紹介をしておこうと思ひまして、御参考までに抜粋してコピーしてございます。もし御購入されるということでしたら、定価がちょっと2,500円と多少高めになってますが、私もちょっとこれ1日倉田次長からお借りして大体全部目を通しましたけれども、とてもわかりやすくまとまっていますので、議員各位のほうでもし御参考にされたいようであれば、事務局までお問い合わせをいただければというふうに思います。

〔「議会図書室にはあるの」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 議会図書室にはまだないですね。今後購入はできる。予算はとって、予算はとってありますので、今後購入していただくようにしたいと思います。

では配付資料のほうはよろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

松野豊委員長 それでは、次第に沿って会議を始めたいと思います。

それから、本日配付した資料の素案の1月23日は、前回1月16日の特別委員会でそれぞれの皆様に、各委員に御議論いただいた部分の修正がしてございます。それから、全体を再度見直した結果、ほかの条項等の整合をとるために多少文言をいじってございます。それから、解説文の整理もしています。以上のことを反映させた最新盤となっております。

本日、2番協議事項の(1)、議会基本条例成文素案についてということで早速協議に入りたい

と思いますが、まずは前回の会議で保留になっていました第12条の文書質問の取り扱いをどうするかということが一番冒頭に協議をさせていただきまして、その次に同じく保留になっておりました第27条議員報酬についての、とりわけ多分3項のところだと思いますが、についてそれぞれ皆さんに会派に持ち帰っていただきまして、それぞれ御協議いただいたかと思いますので、その結果も踏まえてこの当特別委員会で最終的にどのように扱うかということをお話ししたいと思います。その後、全文と目的について皆さんやはりこれも持ち帰っていただいて、本日までにおまとめいただくということでしたので、12条、27条の後に全文について協議をさせていただいて、最後に各党、各会派からの特に御意見があるかどうかということをお伺いして、終わりたいと思います。協議、議論をしていきますので、自由討議で議論をしていきますので、進行、時間についてはちょっと議論次第でありますけれども、一応目安としてはお昼までには終了できたらいいなというふうに思っています。もしそこで議論が尽きない場合は、前回の特別委員会でも申し上げましたように、できればきょうその全体、締めたいたいと思っていますので、その後法制担当との打ち合わせ等々、議案上程までにいろいろやる場合がございますので、どうしても結論が出ない場合は持ち越さざるを得ないかもしれませんが、最大限午後2時半まで延ばして、きょうできれば全部整理をしたいというふうに思っていますので、御協力をいただければというふうに思います。早ければ正午には終わるのではないかなというふうに予測をしておりますが、よろしくをお願いします。

それでは、早速12条の文書質問についてですが、これそれぞれ御意見いただければというふうに思いますが、その前に前回、済みません、前回執行部のほうにもちょっと様子を聞いてくれという御要望が委員の方からもありましたので、正副委員長と事務局のほうでちょっと聞いてまいりましたので、その結果を秋山局長より御説明をまず12条についてはいただきたいと思います。

それでは、秋山局長をお願いします。

秋山議会事務局長 どうもおはようございます。それでは、執行部と確認なりその見解なりを聞いてきましたので、その辺の報告をさせていただきたいと思います。

まず、一般質問から緊急質問、これは会議規則に規定されているのは御案内のとおりです。この規則というのは、会期中の議会運営を規定しておりまして、一般質問なりは公開によることとされておると。この中での討議を通しまして、市民への説明責任が果たされているものだと。また、それを担保するものとして会議録がつくられていると。この公開性だとか透明性というのは、インターネット中継によって今現在ではさらに市民への説明責任を執行部ともども図っているというのが現状ではないかと。仮に閉会中の文書質問、これを行おうとした場合は、この公開性や透明性といった点、これが問題になるのではないかとということがまずございました。

それから、流山市の情報公開条例との関係で言えば、公文書の開示選挙があった場合は、開示するのは請求のあった本人に対して行うものであって、請求人以外に公開することはないと。この点文書質問に対する回答を請求人以外に広く公開しようとする点については、この点ちょっと問題

があるのではないかというような指摘がございました。

以上です。

松野豊委員長 秋山局長、ありがとうございました。

公開性のところについては、つまりもしこの文書質問を項目にこれから協議するわけですけど、入れる場合は情報公開条例のほうの改定もあわせてしないといけなくなるでしょうねということでした。トーンというか感じというか温度というか雰囲気といふかなのですけれども、総務の担当者とお話をしたのですが、余りちょっとそぐわないというか、ウェルカムという感じではなかったように個人的には感じました。懸念されていたのは、余り文書質問が休会中ならまだしもという言い方をされてましたが、閉会中に文書質問がもし乱発された場合に、では議会本会議のステイタスといふか、ステイタスという言葉は使われておりませんでした。総務のほうの担当者は、ステイタスといふか本会議の意味合いとか本会議での存在意義みたいなものが薄れる可能性はないだろうかというのを御心配をされていたというのが私も一緒に同席をしていて感じたことです。

ちょっとあわせて実は専門的知見の草間研究員のほうが他市の事例も含めていろいろちょっと調べて、同時進行的に調べていただいたので、他市がつまり文書質問が入っている背景とか、そういったものも含めてちょっと調べて、調査を独自にさせていただきましたので、ちょっと補足といふかあわせて草間研究員のほうからもちょっと見解を申し述べていただければと思います。よろしくお願います。

草間研究員 おはようございます。文書質問について、他市の運用ということで委員長から御依頼ございましたので、こちらで調べさせていただきました。

まず、全国市民オンブズマン連絡協議会が2008年8月に調査しましたところ、文書室の質問趣意書についてですね、文書質問といふのですけれども、これを制度化している議会は都道府県で6議会、制令市で4議会でございます。私のほうで文書質問を会議規則で運用しているところと議会基本条例の中に入れて運用しているところ、2つヒアリングを行いまして、会議規則で運用しているところは神奈川県議会、東京都議会、京都市議会、新宿区議会、そちらのほうにお話を、京都市議会以外、神奈川県、東京都、新宿区にお話を伺いまして、また議会基本条例の運用をされている伊賀市議会とこれは資料要求なのですけれども、ちょっと意味合いが流山市議会の場合ちょっとわからないところがございますので、島田市議会は資料要求ということでこの2つについて議会基本条例の中で運用しているところについてお話を聞きました。

結論からまず専門的知見ということなので、結論からちょっと申し上げますと、現在まで運用事例がある地方議会の文書質問（質問趣意書）の多くは、国会における質問趣意書制度とは異なり、1、議会閉会中における少数会派の質問機会の担保、2、議会審議の透明化の担保をその主な趣旨とし、2000年後の第1次分権改革による地方議会改革の流れとしては、制度活用により二元代表制における地方議会と首長間の緊張保持が議会活性化論とともに不随してきました。地方議会は原論

の府であり、議員の執行機関への質問は会議において口答で行うことが原則であります。文書質問を導入している議会の多くが開会中、質問機会のない会派ないし議員にのみその権利行使を認めている事例が多かったです。ほぼすべてでございました。地方議会における文書質問の導入は、地方自治法で禁止されておりません。ただし、議会閉会中の文書質問については、いまだその事例が把握できず、議会閉会中の文書質問については、今その事例が把握できず、通年議会を施行している議会における休会中の文書質問の事例、実例があるのみである。これは福島町を指しております。定例会の一般質問について、原則会派等による人数、回数制限がなくかつ質問時間も全議員共通である流山市議会においては、閉会中、開会中を通じ、文書質問を行う必要については、その緊急性が見当たらないというのが私どもの見解でございまして、文書質問をまず会議規則で運用しているところにつきましても、これは実は県議会や制令市議会が多いのですね。これ何かといいますと、年間一般質問が回ってこない議員の方、また会派の方というのがいらっしゃるので、その方々の質問機関をその文書質問で担保しようと、これが第1の趣旨にこの東京都議会や神奈川県議会はなっております。新宿区議会の場合も議会改革の流れとして会期中の文書質問を会議規則で入れたのですけれども、いまだこれ開会中の文書質問については、新宿区議会の場合は平成18年からこれ運用しているのですけれども、運用実例がないということでございます。これは何かといいますと、開会中の同じ定例会の中で質問された方は文書質問をしないという申し合わせをされておまして、この運用をするとどなたもほとんど使われないと。新宿区議会の場合もほとんど半数の方が質問するそうですので、運用されていないということでございました。また、議会基本条例で文書質問を導入している伊賀市議会、議員は会期中または閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対して文書質問を行うことができる。この場合において市長等に文書により回答を求めるものとする基本条例には定めているのですけれども、伊賀市議会の場合は現在まで2回実施されております。要するに2質問ということですね。1回目は災害発生時に市長、職員がゴルフをしていたとき。要するにちょっと緊急的な問題でございます。2回目は総務部長が逮捕されたとき、この2回でございました。事務局にお話し聞いたところ、本会議以外にも全議員協議会、議運等執行部から意見を聞く機会がありますので、議員33名なのですけれども、こちらの運用でなるべくこの会期中に質問して、これは解決していただくというのが申し合わせで、会議規則での規定はないのですけれども、文書質問の運用としてそれは図られているということ。島田市議会の資料要求につきましても、議会基本条例の中で議員の資料要求、議員は市長、その他執行機関に対し、市政に関する資料及び記録を求めることができる。これは要するに1年じゅう要求は可能ということなのですけれども、これは背景がある議会前に議員の方からある職員、担当職員のほうに資料要求のお話でございまして、この資料が実はまだ一般に公開されていないといいますか、上司の決裁を受けてない資料をその担当者の方が議員の方に回してしまって、これが問題になったらしくて、これを透明化するためにしっかり文書にして資料要求をしてもらおうと、こういう背景、要するに口きき禁止みたいな、福島

町で言われるようなその背景がこの島田市議会の議員の資料要求ということにはあったようでございます。

以上かんがみますと、やはり質問の機会を担保するということと、今の運用上はその意味が非常に強くなってまいりますので、流山市議会是一般質問の場合は特に会派による縛りというのがないということでございますので、緊急性については私のほうではちょっと見つけることが難しかったというところでございます。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

以上で経緯の説明と見解の説明を終わります。

委員の方から何か御意見があればちょうだいできればと思います。

乾委員。

乾紳一郎委員 いろいろ調査をしていただいた。それから当局と一応話し合っていたということで、今の地方議会の現状でいけばちょっと難しいかなというふうに私も思います。ただ、執行機関とそれから議会との関係で緊張感を持たせるということ言えば、私は国会の質問趣意書的なものが地方議会にもあってもいいのではないかなというふうには思いますので、今後の検討課題にさせていただきたい。

それとあと執行部の総務の側で公開性、透明性の確保というのは、これは私も理解できるのですが、情報公開制度との関係、情報公開条例との関係を必ずいつも述べているのですけれども、ここは議会の調査権と情報公開条例をどういう位置づけにするかというのは、前からも資料請求で私らも指摘してきたことなのですけれども、議会の調査権というのはやっぱりもっと強く位置づける必要があるのではないかなというふうに思います。それは常々考えていたのです。それがまたここでも出てきたので、ちょっとそれはいかなものかなというふうに思います。

以上です。

松野豊委員長 多分もうちょっと補足をすると、乾さんはもう御理解いただいているのでしょうかけれども、情報公開条例上でいうと、その解釈かもしれないのですけれども、要するに閉会中は議員から情報公開の開示請求があっても、それは議員としてはなく、一般の質問の方と平等に扱いますという表現の仕方されてました、そのことですよね。だから、そこはちょっと今後また別議論、別の議論かもしれませんけれども、今後の課題かなというふうには思います。

酒井委員。

酒井睦夫委員 草間研究員にちょっとお尋ねしたいのですけれども、もしかしてこの制度があると乱発するのではないかなという可能性を心配する向きがあると思うのですよね。特定の個人でも例えば会派でもいいのですけれども、乱発されるということになると、今の仕組みだと議長を経由して市長に質問書を出すということですから、議長のところでチェックして、いやこれはやめておけという

ことをやるのではなく。もう、ただ受け付けるだけということになると、そういう可能性がある。そういうことは今のお話し伊賀市議会が2回しか実績がないということですから、乱発にはなっていないのです。こういうことはよその議会では話題になってないのかどうかということ。

もし、そういう可能性が非常に高ければ、議長ではなくて、議運のような委員会でこれは質問に値するかどうかという、そのフィルターをかけるといいますか、そういうチェックするという機関ということがあり得るのかどうか、その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 今のご質問事項2つございまして、まずこの文書質問の乱発されたときのそういう事例ですね。実はこれちょっと議会名は申し上げられないのですけれども、某県議会といたします。某県議会の場合は、会議規則でこの文書質問を認めております。これは先ほど言った少数会派の方の質問時間の担保、質問の担保でこれは運用されているのですけれども、やはり多く出てまいりました、その開会中にも。その開会中にも多く出てきて、ちょっと議会の方が議運を通してその会派の方にこれは口答質問30分におさまる量とする非公式な申し合わせというのをそちらの会派の方にされたようでございます、文書質問の量についても。やはり非常に多く出して、皆さん質問したいというのは、もう議員の心理でございます。これはもう抑えることはできないと思うのですけれども、これはただしやっぱり運用上問題があるということで、口答質問30分以内におさまる量とする申し合わせをしたという事例はございます。

また、他市の今の実情なのですけれども、今議会基本条例制定している中で、恐らく所沢市議会がこれは伊賀市議会に倣って文書質問の閉会中での運用をやろうとする議論を今行っております。ただし、これやっぱり伊賀市議会はなぜこの2つで今おさまっているかということ、まず皆さん33名なので一般質問の機会がちゃんとあるということを御理解いただいて、伊賀市議会のほうは非常に魂を込めて議会基本条例をつくられていますので、その皆様のここでの議論がちゃんと運用に生きているという好例だというふうに私は見ております。この伊賀市議会の文書そのままを取って、例えば違う議会が文書質問を入れた場合、これはまた新たな側面になってまいりますので、またちょっと違う事例が出てくるのではないかなというふうに個人的には思っております。なので、やはり一般質問の機会が皆様に与えられて、口答質問が原則なのだよということさえ御認識いただければ、今後の運用というのがまた違ってくるかなと思うのですけれども、ということでございます、はい。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、昨日会議をやりまして、2つの意見が出てまいりました。1つは、やはり議会というのは原論の府で口答質問が中心であるということなので、これを乱発すると本会議の権威とかそういうものが低下するのではないか、これが1つ出てきました。

それからもう一つは、閉会中で文書質問をやると、やはり先ほど執行部のほうからも出てきまし

たけれども、公開性の問題があるだろうと。それから、手続上やはりどうしたらいいかということがしっかり決まってないと。そういう中で考えると流政会ではもうちょっと検討吟味してやったほうがいいのではないかと、そういう結論でした。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか。

後はどう取り扱うかだと思うのですが、一たんだから外して今後の検討、2年に1回見直しをするということになっていますから、戸部委員。

戸部源房委員 先ほど執行部とかあるいは専門的知見の方からもあったように、また流山市の現状を考えると、資料請求権の問題とかあと文書質問も含めて今回は見送って、やはりじっくりこころ辺の問題を検討すべきだろう。だから、今回の場合は見送るべきだと、そういうふうには思います。

松野豊委員長 議論のための論点としては見送るというのもう1つは残して今御説明するあったように、緊急性に限り、要するに口答という原則を28名の議員が要は理解しつつ、緊急性についてのみということを知徹底をして残すか、どちらか論点としては、議論の論点としてはそこかなと思いますが、いかがでしょうか。

乾委員。

乾紳一郎委員 この問題については、もっとちょっと詰めなくてはいけない。開会中に実際運用されているのは開会中に運用されているというのがほとんどで、閉会中というものはある意味でいうと、口きき防止の問題の観点を中心なのかなというふうに思いますので、ちょっとこの今の段階でこの中に盛り込むというのは、やっぱり外したほうがいいだろうというふうに思います。口ききの問題も含めて文書質問をどうするかということについては、引き続き検討していくということではないでしょうか。

松野豊委員長 いかがでしょうか。よろしいですか。12条は一たん今回の3月の上程案からは外して、それは要するにいろんな他市の事例、背景もかんがみた結果、大半が1つは質問時間であるとか質問回数が制限をされている議会、議会の議員の人数が多いために制限をされている人たちに質問の機会を均等、平等に担保しようという背景から文書質問が入っているということが1つはわかったということと。あともう1つは、今乾委員からもあったように、さまざまちょっといろいろ整理をしないとイケないだろうと。もうちょっと調査研究を重ねなくてはイケないだろうということで、今回は文書質問については外すということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。それでは、12条については今回案から、素案から外すということで決定をしたと思います。

では、この12条についてはよろしいでしょうか。

では、次第27条、議員報酬についてです。こちらもそれぞれお持ち帰りいただいて御意見等々あ

れば委員の方から御報告も含めていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、昨日検討した結果、第3項ですよね、市民と市長と協議すると。市長と協議すると、これについては、いろいろ市民の目から見ると、これは八百長ではないかとかあるいは何かやっているのではないかというあれがあるので、できましたらこの前にございます予算の問題でございますよね、予算の問題、予算では予算と同様に協議するというものを削りまして、提出することができる、市長に提出することができるという形でどうか。全体的にはそういう形で予算の問題とこちらの問題もつなげてやっていったほうがいいのではないかな。2項で市民の意見を聴取するということがございますので、その結果をどうするかということをはっきりうたわなければいけないので、協議するというのはちょっと市民の目線あるいは感じ方、これからするとちょっと問題があるかなということで、提出することができるというふうに変えたらどうかということです。

松野豊委員長 13条の適正な議会費の確立のところの結びがそれを全部読みますと、「13条、議会は適正な議会の活動費を確立するため、みずから議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができる」というふうに結ばれているのですが、この27条の3項の結びもこの13条の結びと合わせたらどうかという御提案でよろしいですね。

はい。ほかいかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 今戸部さんから提案があったことと、それで結構だと思います。

松野豊委員長 はい。いかがでしょうか、ほかの皆さん、よろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 私たちは3項は要らないということではないかということで、一応話をしましたので、それは話し合いです。

松野豊委員長 では、いかがですか、提出するに変わる方向でよろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、3項については協議を、提出に変更するという決したいと思えます。

では、27条よろしいでしょうか。

次に、全文です。全文と目的ですが、前回まとめたものについて、やはりこれも各会派でお持ち帰りをいただいて、いろいろ協議をしていただいたと思うのですが、流政会さんのほうからは幾つか変更があったようなので、事前にその変更のものをちょうだいしていますので、事務局のほうからその変更の内容は配付をしていただきます。ほかの会派さん、もしそういうものがあれば、お配りをいたしますが、口答でよろしいですか。では、済みません。流政会さんからは書類が御提出いた

だいてましたので、では伊藤委員のほうから御説明をいただければと思います。

伊藤實委員 それでは説明させていただきます。

まず、1行目に「信託」という言葉がございますが、それからあと何行目でしたか、2カ所出てくるのですが、6行目か、これを「付託」という言葉に変えたらどうかと。意味合いが信託は国で使用している。地方では付託という使い方をしているということが基本にあると思います。

それから、議決機関の関係につきましても「議事機関」という、議決ではなくて、「議事機関」という形、憲法によれば地方議会は議決のみではなくて、議事機関と規定されていることです。

それから、日本国憲法第93条地方公共団体の議会、1、地方公共団体には法律の定めるところによりその議事機関として議会を設置する。議決機関とし、国会のように立法機関としていないのは、議会は条例の制定、それから改廃にととまらず、広く行政全般にかかわる具体的な事務の処理についても意思決定機関としての機能を持っているためであります。

それから、「論点、争点を明確にし」とありますが、当初はキーワードとして設定されていましたが、前文の成文化の段階で抜け落ちていたため、入れるということです。

それから、次に流山市にとって最良の意思決定をすることで、流山市の意思では表現としてわかりづらいため、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していくということで、団体自治の理念的要素、いわゆる日本国憲法第15条、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないと。

さらに、立法のというところがございますが、議会機能の抜け漏れというふうにあります。

それから、市民の声を代表するだけでなく、常に、ごめん、代弁するだけでなく、常に市民との討論を重ね、対話を重ね、はい、ごめんなさい。市民の声をくみ取りながら住民自治の理念を入れると。

それから、次に調査研究を進め、市民に訴え、時には扇動してその実現に積極的に努力をしを議会及び議員の職責ということで、ちょっと途切れ途切れ説明したものですからわかりにくかったかもしれませんが、よろしく願いいたします。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 この前も私ちょっと指摘したのですが、具体的な目的がはっきりしませんよということで、そういう点も考慮して入れてあると、つけ加えましたという形です。

それから、付託とかそういう問題については、ちゃんと点検した結果、そういうことが事例としてありましたので、変えたということでございます。

以上でございます。

松野豊委員長 ありがとうございます。

ほか御意見ございますか。全部の内容について、もう1つ議論しなければいけないのは、「規範的事項」とするか「最高規範」というふうに入れるかという議論が取り残しになっているのですけ

れども、その最高規範のところはちょっと後で議論しますので、まず全部と目的の内容のところ、てにをはも含めて、それぞれ会派でもし御意見があったようであれば、その御報告あるいは今流政会さんのほうからはこのような御提案がありましたので、それに対する御意見でも構いませんけれども、ほかの委員さんから御意見等ございましたらよろしくお願いします。

藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 私たちの会派では、前回にも酒井委員のほうからありましたように、私たち正副で提出したこの全部案については、わかりにくいようになっているというような指摘があり、会派でも議論を昨日重ねた結果、私対、5対1でわかりにくいという結論に達してしまいました。その中で一番ネックになっているのが、全部のこの3行です。「流山市政は」というところから4行目の「この条例の」前まで、この3行を削除する、まるっきり。もしくはその削除が認められないのであれば、「その権原は市民に由来し」というこの項目、これがこの権原、権原者という意味の権原だと思うのですが、こういう漢字は今現在余り使われてないのではないかとということと、「由来し」という意味が不透明というかわかりにくいと。議会基本条例、流山市議会はわかりやすいようにということをやっているにもかかわらず、全部でわかりにくい言葉を使っているということで言われました。

それとその下から7行目、流政会さんから出た文書の7行目の「そこで」という言葉、この接続詞が前に書かれている項目と合わないということで、この「そこで」ではなくて、「さらに」とか加えて、そういう文言に変えたほうが良いという意見です。

あと2つなので、あわせて言ってしまいますが、その3行下、「また」から始まって「的確に」の後に「する。」を加える。

〔「的確に把握する。」と呼ぶ者あり〕

藤井俊行副委員長 いや「的確にする。」で、的確の前に「また、把握することに人々努力する。」

〔「するの後ですね」と呼ぶ者あり〕

藤井俊行副委員長 するの後ですね。「的確にする。また、把握することに人々努力する。」

それとその2行下で、「討議を重ね、」というところに点がなっているのですが、「重ね」の次に「る。」そして……

〔「討議を重ねる」と呼ぶ者あり〕

藤井俊行副委員長 討議を重ねるを入れる。

〔「そこでとめてしまうわけ」と呼ぶ者あり〕

藤井俊行副委員長 はい。文書を区切るほうがわかりやすい。

〔「討議を重ねるの後は」と呼ぶ者あり〕

藤井俊行副委員長 さらにとか、そしてとか、それが私たちの民主市民クラブで出た一応修正点となります。御審議していただければと思います。

松野豊委員長 ちょっと一通り伺います。

あとほかいかがですか。田中人実委員。

田中人実委員 基本的にこの間の協議を受けてこちらでさらに修正という意見はないのですが、今流政会さんから出されたちょっと文面見まして、一番最後の3行目の終わりですね。赤字で「調査研究を進め、市民に訴え、時には扇動してその実現に積極的に努力したい」と入っているのですが、これそっくり抜いても別に議員間で常に自由闊達な討議を重ね、さらに市民に信頼され、存在感のある議会を、それで自分事足りるのではないかと思うので、そこをちょっと取ったほうがいい。

松野豊委員長 御意見一通り聞いて、ちょっと1個ずつ整理していきたいので、あとほか御意見いかがですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 会派で話し合ったときはこういうふうに変えるということではなくて、こういう流れで議論しているよということだったので、特にその場では出なかったのですが、藤井さんの言った表現が難しいというところの問題で、確かに1行目のところは難しい、権原、権原という言葉余り使わないので、これにやっぱり表現を変えれば変えたほうがいいなというふうには思います。

それと流政会の出てきた修正案についてなのですが、田中さんが言った点は私もちょっとそのように思いますし、ちょっとこの表現の中では時には扇動してその実現にというのは、非常に何なのかという思いがあって、これはやっぱり外したほうがいいだろうなというふうに思います。

それとその前のところなのですが、「市民の声を代弁するだけでなく」と続くのだけれども、市民の声を代弁するというのと、市民の声をくみ取るということがどう違うのかなと率直に思うのですよね。だから同じことなのではないのかなというふうに思うので、私はその前の部分が、「市民の声を代弁するだけでなく」というのは取ってしまって、常に市民との対話かさらに市民の声をくみ取りながらでいいのではないのかなと思います。

後は流政会さんの修正箇所はそれは合意はできるかなというふうに思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。

ほか御意見いかがですか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 藤井さんの意見でほとんどうちの会派の意見は尽きているのですが、念のため1つだけつけ加えると、この内容そのものに問題があるという言い方ではないのですよ。内容はいいのですが、よその自治体の議会条例をずっと読んでみても、前文というのはすごくわかりやすいのです、よそのやつ。前文と第1条以下を同じ人が書いたというのがよくわかるのですが、うちの場合は前文書いた人と本文書いた人が違う人だという感じぐらいのトーンが違うのですよ。ですから、せつかく第1条からずっとわかりやすい表現になっていますので、前文もわかりやすい表現にしてくださいと。特に最初の4行ぐらいかわりにくいということで、表現をちょ

っと変えていただくというお願いです。

松野豊委員長 ほかいかがでしょうか、よろしいですか。大体一通り、そうしたら1つずつちょっとやっていきたいと思うのですが、上からちょっと順番にいろいろ協議を重ねていければと思うのですが、前段の3行、4行近くですが、そもそも経緯としては、皆さん十分恐らく御配慮もいただいていますし、経緯としてこれは皆さんでつくりますかどうしますかという協議をしたときに、正副委員長に御一任いただけるということで事務局と前日も申し上げましたが、6時間強かけてつくってきた中で申し上げますと、前段の4行については、私としてはかなり魂を込めたつもりというか、あえて難しくても、やっぱり日本国における最高法規は日本国憲法ですからその日本国憲法の前文を下敷きにするというのは、ちょっとこだわりたいというのが私としての思いではあります。ただ、御指摘いただいたように権原の「権原」であるとかいう表現は、限るのほうの「権限」に変えても、憲法の前文自体もこの「権原」になっているわけではなくて、「権限」、口語体というかいわゆる限るのほうになってますから、オリジナルのほうも。ただ、これはこの前文をつくる過程の中で、法規担当の吉原さんといろいろ調べて協議した結果、こっちの権原のほうがそぐうのではないかと、ちょっと後から変えたのですが、今皆さん何名か御意見が出てますので、「権原」ではなく、ここを「権限」に変えるということは、ありかなという気はします。

「市民に由来し」の由来も、これ憲法の下敷きというか前文の原文どおりなのですが、これは確かにこれ策定する段階で副委員長からもこの由来の意味がちょっとよくわからないという御指摘は正副委員長の打ち合わせの中でもあったのですが、ただその権限は市民に由来しというのは、非常に大事な表現かなと。いわゆる地方自治とか住民自治の理念的なところ、原則的なところをうたっているんで、非常にこれは私としてはぜひ残したいなと。他市の前文も私も全部目を通してますけれども、確かにわかりやすいはわかりやすいのですが、いわゆる条例の前文ですから多少わかりづらい表現であっても、硬派にいきたいというのが委員長の私としての思いはありますけれども、その辺も含めてまた協議を皆さんの御意見を伺いながら調整をしたいと思いますが、私の思いとしては現時点ではこの3行、約3行、4行弱の表現はぜひ残したいと。ただ、この「権原」については、現在使われている「権限」、「権原」のほうではなくて「権限」のほうの「権限」に変えるのは、それでいいのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 その字句にこだわるのはよくわかるのですが、その意味がくみ取れればいいわけですね。それでなおかつできれば口語調に近ければよりずっと市民の方が読んでもわかると思うのですが、例えば妥協案で、1行目です、「その市民の付託によるものであって」、この表現、言い方はちょっと別にして、付託であって、その権限は市民にありますと言い切ってしまうと別に由来とあるんだと断定すれば同じことなので、そういう考え方で文言を直していけば、その憲法に書かれている語句を使わなくても、その考え方というのは文書の中に反映されると思うので、

そういうふうにとちょっと柔軟に考えながら文言を直していけばいいのではないかなというふうに思いますけれども。

松野豊委員長 ありがとうございます。

戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、松野委員長が日本国憲法に沿ってやるということで、余り議論はなかったのですよ。多少議会基本条例、いろいろ苦勞してやりましたから、こういう権威づけもいいたろうというふうに思ったのですけれども、草間さんどうですか、そういうことは。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 私のほうからは他市の事例等含めまして、皆様の今までの長い御議論、60時間を超える御議論の中で、やはりこの前文は皆さんのこの基本条例の思いが見えるところでございまして、皆様のお子様、お孫様、その後の方にも通ずるものでございます。そういったところで、例えば議会基本条例の前文に他市の事例でございましてけれども、これお近くの議会では、平成12年のいわゆる地方分権一括法の施行によりという言葉から入ってしまう議会もあったり、国の法律が変わったからこれをつくるのだよという意識が見られる条文よりは、この皆様のこの今の御議論の中で議会の原点とは何なのだという、憲法の議論でもそうなのですけれども、やはり主権在民と二元代表制を強く打ち出しているこの部分というのは、それより重みがあるなど。皆様の御議論が反映されているなというふうには私は率直に思います。表現の問題は、もう先生方が判断いただくことでございまして、私からはコメントを差し控えたいと思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 草間さんありがとうございました。私は基本的にはこれでいいだろうと。しかし、先ほど田中さんが言われたように、意味がちゃんと通じればいいのですから、その言い回しを皆さんがわかるようにという形で少し配慮、ちょっと検討して、そこら辺を変えてくれればいいのではないかなと、そういうふうに思いますけれども。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 私も田中さんや戸部さんが言うように表現を変えることで、要するになじみのある表現にすることで意味を通すということでもいいと思うのです。それでなじみのない表現ということであると、権原もそうですけれども、あと由来、あと享受する、4番目の、この辺を変えればいいのではないかと思います。流れは私自身もこれを変える必要はないと思いますので。

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 ちょっと待って、受け入れて自分のものとする。享受、受け入れる、その福利は市民が受けるですか、市民の要望を把握して、それでいくと行使もちょっとなじみがないのかもしれないですね。行使し、その福利は市民が受ける。まず、ちょっと整理をしますと、これは残させていただくという方向で、表現を変えるという方向でよろしいでしょうか。まず1つは、「権原」を

「権限」に変えると。その権限は市民に、それで先ほど田中人実委員からアドバイスいただいた、「由来し」のところ、「あります」に変えると。「その権限は市民にあります。その権能は選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と同じく選挙によって選ばれた流山市議会議員が市民の要望を把握して行使し」の、ちょっと行使もちょっとこれ要検討かもしれませんが、「行使し、その福利は市民が享受する」の「享受」、「行使」と「享受」を、ちょっとわかりやすい表現に変えるということで、これちょっと一たん横に置いておいていいですか、これ、要するにわかりやすい表現にちょっと変えるということまでは決して置いて、ちょっとこれ横に置かせてください。これをやり出すと時間を食ってしまうので、「享受」と「行使」をちょっともう1回というのと。「権原」を「権限」、限るのほうに変えるのですが、今ちょっと読んでふと気づいたのは、要するに権利のもとという意味だと思えるのですよね、分脈からいうと、その市民に由来し、市民にありますというのは。何でちょっと権の限るの漢字に限ったことではなくて、この意味の通じる何かわかりやすい言葉がないかをちょっともう1回再検討するというので、ちょっと横にこの最初の4行は横に置かせてください。

次に御指摘のあったのは、下から7、流政会さん案で出ているやつの7行目の「そこで」というのがちょっとつなぎとしておかしいのではないかというのは、ごもっともだと思います。それを「さらに」を加えてというふうに入れたらどうかという御提案だったのですが、「さらに」と入れると、「従前にも増して」なので、意味が二重になるというか、なるので、これは私のほうからちょっと皆さんに御提案なのですけれども、「そこで」をそのまま取るだけでもいいのかなという、要するに「よって、議会はこれまで以上に監視、調査、政策立案、立法の機能強化を求められている。」改行して「従前にも増して積極的な」、加えてのほうがいいのかな、従前にも増して積極的な情報公開を率先し、立法の機能強化が求められている。よってですか、よって、前の文もよってになってしまっている。それか「従前にも増して」を取って、「さらに」にするか。「さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会」。

〔「そのほうがわかる」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では「従前にも増して」を削って、「そこで」を「さらに」に変えると。「さらに積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない」。はい、ではこれで確定します。

次の行で、「また議会は市民の多様な意見を的確にする。」が御提案の内容だったのですね。「また、把握することに日々努力を重ねるとともに、いかに市政に反映するかを第一義として」という、「市民の声を代弁するだけでなく」、まあいいや、とりあえず第一義としてまですやりますが、これでいうと、「また議会は市民の多様な意見を的確にする。」だと、ちょっと文章としておかしくなるかなと。的確に何するのというのがわからなくなるので、ちょっとどうなのかなと。的確に把握するでセットだと思うので、意味としては。なので、また議会は市民の多様な意見

を的確に把握することに日々努力を重ね、どうすればいいのかな。途中で切るとというのが多分趣旨だと思うのですけれども、長いからセンテンスが。

戸部委員。

戸部源房委員 民主党さんから出されたものは、いろいろ考えましたけれども、これはそのまま生かして、うちのほうで提案した市民の声を代弁するだけではなく、これは並用になりますからこれをカットしていったらどうでしょうかね。その後はまた、その後に関しましても、では言いますと、調査研究を進め、市民に訴え、ここら辺少し……

松野豊委員長 削ってしまっても……

戸部源房委員 削ってしまってもいいですよと、うちのほうでは。

松野豊委員長 はい。

戸部源房委員 そういうふうに……

松野豊委員長 ちょっとそれは後でやる。まず前半をセット、ここでやったほうがいいのか、パラグラフだから。セットのほうがわかりやすいですか。それでいうと、私も通るので構わないと思うのですけれども、「時には扇動して」と、ちょっと舌足らずだったかもしれないのですが、これを入れた意図は要するに全体見渡したときに、地方自治の本旨って目的のところに出てきますけれど、地方自治の本旨というのは、団体自治と住民自治なので、団体自治というのは制度的な部分というか、地方議会のことを主に言っていると思うのですけれど、団体自治とは、地方の運営は地方の住民の意思を反映した国とは別個の機関ですよという、その機関のことを言っていて、住民自治というのは、その地域の住民の意思に基づいてと、いわゆる民主性というか民意をいかに反映するかということを行っているのですけれど、いわゆる民意的なことを含めたかったのとあと扇動してというのは、議員は市民、選挙によって選ばれた市民の代表者なのですが、その民意を反映するというのは、ちょっと済みません、小難しい話になるかもしれませんが、市民の意見をただアンケートとかで聞くというだけではなくて、いわゆる市民の代表者ですから市民のリーダーというか、時にはつまり市民の論点、争点を明確にするだけではなくて発掘をしなければいけないだろうというちょっと思いがあって、その要素が抜け落ちてたので、ちょっと入れたほうがいいのかと思ったのですけど、結論としては取る方向でいいと思います。わかりづらいというのがある。

田中人実委員。

田中人実委員 これは今ちょっと思いついたただけだけれど、皆さんのご意見聞かないとわからないのですが、最初のほうのわかりやすくということで、例えば2行目から「同じく選挙によって選ばれた流山市議会議員が市民の要望を把握して行使し、その福利は市民が享受する」というところがあるでしょう。これを「同じく選挙によって選ばれた流山市議会議員が市民福祉向上のため市民の要望を把握して行使する」と。この「市民福祉」というよく言われる言葉でいいのかどうは別にし、文章をちょっと整理する意味で「流山市議会議員が市民福祉の向上のため市民の要望を把握し

て行使する」、その権能を流山市議会議員は市民福祉の向上のために行使するのだと。行使する前に市民の要望を把握し生かして、その「福利は市民を享受する」をカット。要するに市民が幸せになるためにその権能を行使するわけだから。

松野豊委員長 はい。市民福利というか福祉向上、「市民福利」を「福祉向上」に言いかえるというか。

田中人実委員 ここでは市民が享受するというふうに、市民が受けるというふうに表現で書いてあるけれど。

松野豊委員長 はい。

田中人実委員 それも事実なのでしょうけども、わかりやすくするために流山市議会議員は市長とともにその権能を市民の幸せのために市民の要望を聞いて、その権能を行使するのですよと。その行使するのは、何の目的かといったら、市民の市民福祉向上のために行使するのですと。そのために市民の要望も聞きますというふうにしてどうかなど。

松野豊委員長 いかがでしょうか。私はそれでいいかなと思いますが。強いて言えば、その表現がそぐうかどうかなのですけれど、今の田中人実委員の御提案に加えて、「市民福祉向上のため市民の要望を把握し、時には市民をリードし」とか、何かあれですか、だめ。何かそこをちょっといいのですけれど、最後は余りもめてもあれなので……ここはさらっと。

戸部委員。

戸部源房委員 扇動してとかリードしてというのは、私得意なのだけれど、それは余り市民に言っただけはいけないのだ。それは現実にそういう意識を持ってしっかりやっつけていかなければいけないよということはわかるけれども、これを極端に話すというのはよくない、わかりました。

松野豊委員長 わかりました。では、これは整理するとちょっと今前後してまずけれども、まず最初から確定させると、前文の言い出しは権原のところはちょっとまだ保留しておきますけど、言い回しは。この「同じく選挙によって選ばれた流山市民が」のところの後は「市民福祉向上のため市民の要望を把握して行使する」でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、ここはこれで一たん確定します。

またちょっと戻りますが、下のところ、「また議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力を重ね、」とかでもいいのかもかもしれませんが、「重ね、いかに市政に反映させるかの判断を第一義として」、この「市民の声を代弁するだけではなく」は取ってしまって、「判断を第一義として、常に市民との対話を重ね、」重ね、重ねになるのだ、これ。「また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力を重ねる。さらに、いかに市政」、違うな、おかしいな……ちょっと待ってくださいね。ちょっとこれ画面上に出します。「その権能は選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と同じく選挙によって選ばれた流山市議会議員が市民福祉向上のため市民

の要望を把握して行使する。この条例は主権在民を貴重とする民主主義の原理に基づいている。」、ここまでは一たん、権原はちょっと置いておきますけど、ここまでは一たん仮置きでオーケーで、下ですよ。 「そこで」、あれどこだ、ここか、「そこで」ではなくて「さらに」を削る。「さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、」ここですね。「また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力を重ねるとともに、」ちょっと一回削るやつだけ削ってしまいますね。この「市民の声を代弁するだけでなく」を削って、あとどこだ、「調査研究から」削る。「調査研究から」どこまで、「積極的に努力をし」まで削る。「討議を重ねる。」

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 はい。「また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力を重ねるとともに、いかに市政に反映させるかの判断を第一義として、常に市民との対話を重ね、市民の声をくみ取りながら、議員間で常に自由な討議を重ねる。さらに、市民」、「さらに」ではないですね、これ、「よって」ですね。そうなる。「自由闊達な討議を重ねる。さらに、市民に信頼され、存在感のある議会運営に取り組まなければならない」……

[何事か呼ぶ者あり]

松野豊委員長 マイク取って。

田中人実委員 「ならない」となっているでしょう。その後「この崇高な理念」これは委員長の文言を生かして、「この崇高な理念と目的を達成することを誓い」、その前にこの「崇高」の前に「流山市議会はこの崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに議会基本条例を制定する」、「流山市議会」と入れてもいいけど、まとめ、それは委員長の文章が半分生きたからここで、はい。

松野豊委員長 はい。あと、だからこの上のパラグラフのところをどうちょっといじるかですね。今外すやつ、取るやつは取ったのですけれど、「また」とのところですね。「また」から「ならない」までの……市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力を重ねるととも……

草間研究員。

草間研究員 これは外部から見た目なのですが、存在感のある「議会運営」という言葉ですね。皆様の決意は非常に伝わるのですが、これ外から読みますと、皆様存在感ないからこれ言っているのではないかなと読めまして……

[何事か呼ぶ者あり]

草間研究員 そうなのです。ちょっとこれ他市と比べますと、そう読めてしまうの、私もそう読めてしまうので、それもちょうとご勘案いただくと、存在感ない議会……

松野豊委員長 では、その前の信頼されもそうですか。

草間研究員 いや、それはもう皆様の決意、いやどちらかというと、市長に置きかえて、言葉を市長に置きかえていただけるといいと思うのですが、信頼される市長になりたいということは、

潔いのですけれども、存在感のある市長になりたいとか、これはちょっと潔くないと思いますので、ちょっと検討いただければ、もったいないかなというふうに感じます。

松野豊委員長 はい。ありがとうございます。貴重な御意見。

では、この「存在感」取りましょうか。「さらに、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない」、ちょっと「さらに」とつなぎはちょっともう一回再検討の余地ありますけれども、「信頼さける議会運営に取り組む」、「また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することてに日々努力し、それをいかに」とか、「努力し、それを」、「それを」という表現がいいかどうかなのだけれども、「それをいかに市政に反映させるかの判断を第一義として」……

〔「それは要らないな」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 要らないですか。「努力し、いかに市政に反映させるかの判断を第一義として」、「市政に反映させるかの判断を」……

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 どれ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 を全部取ってしまう。「日々努力し、常に市民との対話を重ね、市民の声をくみ取りながら議員間で常に自由な討議」、これ重ね、重ねと来るのですよね。ちょっとしつこい。

〔「行い」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 行い、「対話を行い、市民の声をくみ取りながら議員間で常に自由闊達な討議を重ねる。さらに、」重ねることで、重ねることで、「重ね」、「重ね、」、「さらに」って要らない。「市民に信頼される議会運営に取り組む」、「また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することてに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら議員間で常に自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない」。

〔「常にが多すぎる」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 「常に」、どこに「常に」ってどこにあるの、1カ所だけではないの。

〔何事か呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 1カ所、常……

〔「最初の「常に」を生かして後は要らない。

議員間で常に」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 常にとって全体の、ほかでということ、このパラグラフで。ここだけで1カ所しかないの、ああ、ここか。「議員間で」、ここをだから取ってしまえばいいのですね。「議員間で自由闊達な討議を重ね」、ではこれで一たんちょっと仮置きをして、暫時休憩をします。それでちょっとこの権原のやつは一回ちょっと事務局というか……

〔「それ打ち出しておいて」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。打ち出します、休憩中に。それもう一回見ていただいて、ちょっとここまた文言とかこのほうがいいではないという御提案を休憩後にいただくと。この前文が固まった段階でもう一個最後の議論ですけど、最高規範のところを、「規範的」にするか「最高規範」にするかを最後して、このペースだとお昼には終われそうかなという雰囲気ですが、一たん休憩します。そしてら15分とります、休憩。11時5分から再開にしたいと思います。今とりあえず仮確定したものについては、すぐ印刷をして皆さんのほうにお渡しするようにします。

それでは休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時08分

松野豊委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

今休憩前に議論をして、少し前文整理したものを改めて印刷をして皆様のお手元にお配りしております。

先ほどちょっと休憩中には触れましたが、流政会さんの案をベースに、きょう上がってきた案をベースにきょうは協議をしていますが、1つ流政会さんのほうから御指摘がありまして、もともと前回の特別委員会で一たん仮決めした前文案の中の1カ所、前文の中断に「このためこれまで強化は市民の要望を把握し、市民のために議会活動の活性化を目指し、常に議員間で協議を重ね、議会改革を積極的に実践してきた」という表現がありましたが、この経緯については、ちょっと前文の前後を読んだときに非常にちょっと、取って付けたというか、違和感が前後関係であるので、議会の経緯については思いとして載せたいのは山々なのですが、この議会の活性化の経緯については、昨年10月に行ったシンポジウムでも市民の皆さんに御説明をしますし、この特別委員会の中でも御報告を差し上げているので、公式文書としてはこの特別委員会の議事録の中にその経緯もすべて入っているので、あえて前文には入れなくてもいいのではないかという御意見が流政会さんのほうであって、これも流政会さんより本日出ている下敷きの案には削除をした状態に入っているということでありました。つけ加えてちょっと御報告を申し上げます。

それでは、ちょっとお手元にお配りした、新たに印刷でお配りしたものをもとにさらにちょっと前文の整理をしていきたいと思いますが、最初に1行目の「権原」に変わるちょっとわかりやすい言葉ないかということで、今休憩時間中にいろいろ調べたら、権利の源という言い方、権利のもと、根源はというかもとはという、市民にあるのだよということの意味合いですので、その「権原」という漢字を「権利のもとに」変えて、その「権利のもとには市民にあると」。あくまでも案ですが、が1点。

それから、休憩中に草間研究員のほうから御指摘をいただいた、その前にあと次の2行目の後半の「同じく選挙によって選ばれた」というふうに入っているのですが、これをちょっと削ってしま

ったほうがすっきりするのではないかという御指摘がありまして、「その機能は選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と流山市議会議員、以下「議員」というが、」のほうがすっきりするのではないかということです。

それから、「流山市議会議員」というふうになっていますが、二元代表制のことを言っていますので、二元代表制ですと市長と議員ではなくて、市長と議会ですので、この「流山市議会議員」の「議員」を取る。それから以下「議員」を「議会」に変えると。「流山市議会以下「議会」というが市民福祉の向上のため市民の要望を把握して行使する」というふうに変えるということと。

あとそのさらに4行下ですが、「合議制の」、先ほど流政会さんからの御提案では、「議事機関」としてということでしたが、これはもともとの原文は議決機関だったのですが、憲法、日本国憲法の92条だったか、93条だったか92条だったかちょっとどっちでしたか、第8章ですけど、のところで「議事機関」というふうにあったのですが、あったので「議事機関」に変えたのですが、ただ後半の部分で「地方政府」ということを、地方政府を目指す必要性がさらに増しているということをやっていますので、その「地方政府」というところをかんがみると、あえて「議決機関」というほうが、つまり「自治立法権」というのが1つの地方政府の、3つ条件があると言われてて、自治行政権、自治立法権、それから自治財政権を、の権利を付与されると完全自治体になるというふうに言われているので、その自治立法権というところをいうと、いわゆる議事という、「議事機関」というとちょっと弱い表現になるので、あえて「議決機関」としたほうがいいのではないかと御提案がありました。

あわせて「それぞれ異なる特性を生かし」の「生かす」が「生」という字だったのですが、こちらの活動、活力の「活」に変えたほうがいいのではないかと御指摘がありましたので、その点を変更しております。

御意見ございましたらちょうどできればというふうに思います。いかがでしょうか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、これで確定をします。いろいろ皆さん御協力をいただきまして、ありがとうございました。

そうしたら、ちょっと最後に整理したものをもう一回議事整理、議事録に残すためにちょっと読み上げますが、ちょっと待ってください。後は以下議会といって、以下市民、以下って以下議会って出てきますかね、議会はって出てきますね。ではこれで1回ちょっと読み上げます、前文を。

「流山市政は、流山市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利のみならずは市民にある。その権能は選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と流山市議会、以下「議会」というが市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。この条例は、主権在民を貴重とする民主主義の原理に基づいている。市政の運営は日本国憲法（昭和21年11月3日公布、

昭和22年5月3日施行)に基づく二元代表制のもとで、市長と議会は市民の負託をさらに重く受けとめて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を生かしながら競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には緊張関係のもとで論点、争点を明確にし、流山市にとっての最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、自由と責任、自立と連携を基本原則とした地方政府を目指す必要性がさらに増してきている。よって、議会にはこれまで以上に監視、調査、政策立案、立法の機能強化が求められている。さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。議会はこの崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに議会基本条例を制定する。」よろしいでしょうか。

田中人実委員。

田中人実委員 これでもいいと思うのですが、要するに地方分権社会のことを表現しているのが中段あたりの「新しい地方主体の時代を迎え」ということですね。この言葉が後に入ってきているのですが、その前の「市政運営は日本国憲法に基づく二元代表制のもとで、市長と議会は市民の負託を」、「さらに」ってここに入れているでしょう。

松野豊委員長 はい。

田中人実委員 「さらに」ということをあえて入れるのなら、この市政運営のその頭にこの「新しい地方主体の時代を迎え」というのがうまく入り込まないかなと思うのですね。

松野豊委員長 このパラグラフごと上に……

田中人実委員 上にいくのかどうかは、その分脈整理の段階で「新しい地方主体の時代を迎え」をそっくり切ってしまうと上に上げて、ここが抜けたままで分脈がつながればそれでいいのですが、この「新しい地方主体の時代を迎え」というのは、もっと前のほうに入れば、さらに今まで重く受けとめて活動しなければいけなかったのだろうけども、「さらに」という言葉を使うのであれば、地方分権時代が来たからというふうになるのではないかなと思うのです。

松野豊委員長 入れかえる。

田中人実委員 はい。

松野豊委員長 今画面上で入れかえてみましたけれど、意味としては多分通じるというかおかしくないで、前にするのでいかがですか、皆さん、パラグラフごと。自由討議でいいのですが、ちょっともう一回読んでみませんか。

「流山市政は、流山市民（以下「市民」という。）の負託によるものであって、その権利のみなもとは市民にある。その権能は選挙によって選ばれた市民の代表者である市長と流山市議会、以下

「議会」というが市民福祉の向上のため、市民の要望を把握して行使する。この条例は、主権在民を貴重とする民主主義の原理に基づいている。新しい地方主体の時代を迎え、地方自治の範囲が拡大した今日、自由と責任、自立と連携を基本原則とした地方政府を目指す必要性がさらに増してきている。市政の運営は日本国憲法（昭和21年11月3日公布、昭和22年5月3日施行）に基づく二元代表制のもとで、市長と議会は市民の負託をさらに重く受けとめて活動し、市長は執行機関として、議会は合議制の議決機関として、それぞれの異なる特性を生かしながら競い合い、協力し合わなければならない。そして、市長と議会には緊張関係のもとで論点、争点を明確にし、流山市にとっての最良の意思を決定することで、市民全体の福祉向上と地域社会の活力ある発展を目指していく使命が課せられている。よって、議会にはこれまで以上に監視、調査、政策立案、立法の機能強化が求められている。さらに、積極的な情報公開を率先して行い、より一層市民に開かれた議会を実現しなければならない。また、議会は市民の多様な意見を的確に把握することに日々努力し、常に市民との対話を行い、市民の声をくみ取りながら、議員間で自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。議会はこの崇高な理念と目的を達成することを誓い、ここに議会基本条例を制定する。」意味としては通じるというか、こっちのほうがすっきりするかもしませんが、乾委員いかがですか。

乾紳一郎委員 私は従前でもいいのではないかなと思います。というのは、要するに原理、原理的な話をしているので、「市政運営は」のところからも市政運営の原理的なところをやっているんで、それに加えて、この今地方自治の拡大、地方分権というのが起こっているということで、今までの流れだったので、原理的なものが続いたほうがいいのかというふうに私は思うのですけども。

松野豊委員長 ここでいうと、市民と議会は市民の負託をさらに重く受けとめて、「さらに」と入れたのは、要するに「さらに」と入れなくてもいいのですけども、重く受けとめて活動しという、先ほどの存在感ではないのですけれど、今まででは重く受けとめてなかったのかみたいなことがあるかなと思って、「さらに」とちょっと入れたという意図はあるのですけれど、どうでしょうか、これ。どっちでも……

〔「それでもいいと思います」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい、ではわかりました。

では、これは従前どおりにしますか。ただ、このちょっと「また」は、パラグラフ一緒でいいと思うので、これは一緒にしてしまう。ちょっともう一回出します、そうしたら。もう一回出します。ちょっと一たんではこれで仮決めしてよろしいですか。もう一回ちょっと打ち出しはします、後で。一たんではこの前文はこれで仮置きにして、もう一回ちょっと読み返していただいて、ちょっともしかすると意味がかぶっているところとか、まだちょっともうちょっといじらなければいけないところがあるかもしれないので、一たんこれちょっと仮置きしておきます。

次に、これ最後の議論になるかと思いますが、前回からありました、目的のところの「この条例

は議会運営における規範的事項を地方自治の本旨に基づき定めることにより」というのを、案の1は、「議会運営における規範的事項を地方自治の本旨に基づき定めることにより」です。案2は、「この条例は議会運営における最高規範として地方自治の本旨に基づきその必要な事項を定めることにより」、これをどっちにするかというところの議論をしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど休憩時間中に流政会さんのほうから伊藤委員のほうから御指摘があったのですが、これは目的とまた別ですけれど、目的は総則の第1条ですけど、何条でしたか、何か順番を、ほかとの整合を見て順番を1項と2項の順番を変えたほうがいいのかという御指摘が、では伊藤委員のほうから済みません、マイク使って。

伊藤實委員 済みません。25条ですね。25条の1項と2項を逆さ、入れかえたほうがいいのかというきのうちの会派の話し合いのときに出了ました。

松野豊委員長 26条とか27条を見ていただくと、26条の議員定数のところは、1項に要するに関連法規、関連条例、流山市議会定数を定める条例で定めるものとする。それから、27条も1項のところに議員報酬ですが、議員報酬は流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例で定めると。1項に来ているのですね。25条のところだけ、政治倫理条例を遵守しなければならないで、2項になっているので、これ1、2をひっくり返したほうがいいのかという御意見だったのですが、これ何か事務局の見解がもしあれば。ちょっと竹内主査。

竹内議会事務局主査 それでは、成文作業をしていたときにもその議論がございましたので、その過程を御説明させていただきますと、26条、27条については、まずは上位の規定として条例の位置づけについて定めております。25条の議員の政治倫理につきましては、条例規定の前に上位の理念を第1項で定めて、その理念をもとにつくられているものが政治倫理条例ですという形で順番をあえて、上に持ってきています。

松野豊委員長 では、このまま現行のままということでもいいですか。はい、わかりました。

では、25条、済みません、ちょっと途中で飛んで、25条はではこのまま原文のまま整理するということにしたいと思います。

では、目的、素案のところ「最高規範」か「規範的事項」かというところですが、御意見ございましたら委員の方から。

田中人実委員。

田中人実委員 前回、乾さんから公明党と戸部さんだけが「最高」にしがみついていると言われたので、結論をぜひともきょう持ってこようと思って持ってまいりました。それで会派で議論しました。まず、1つは自治基本条例との兼ね合いがあるので、「最高」という言葉は担保しといたほうがいいのかという意見。それから、「最高規範」という、いわゆる造語というふうに言われていますけれども、自治基本条例の議論とは切り放して、議員がみずからつくる議会基本条例ですから、そこは常識的に「最高」を外したほうがいいと。自治基本条例の議論は議論で別にすべきだと

いう意見。それから、まさにこの間乾さんも言ったけども、どっちでもいいという意見。うちの会派4人ですからもうお一方は立場上意見は差し控えると、その4人の意見が出まして、最終的に会派代表一任ということでなりました、結論はその3つの意見をよく検討した結果、「最高」は入れないと。

〔何事か呼ぶ者あり〕

田中人実委員 はい。というふうな結論に達しましたので、申し述べます。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 流政会では、昨日会議をやりまして、私個人として強く議会基本条例の今までの特別委員会の経緯、熱意、それから議会運営の日常的なもののやはり最高のものをつくるので、「最高規範」ということを強調しましたが、非常に強調しましたが、結論的には「最高規範」とそれから「規範的事項」、これは結論が得られなかったということで、そういうことで皆さんの、やはり皆さん合意でやってきていますので、皆さんのいろいろな意見に賛同します。最終的には特別委員の私と伊藤さんに任されていますので、そこら辺はひとつ冷静に考えてどうなのかという判断をしていきたい。いや、私は個人的にはこういう熱意ですから、「最高規範」というのはぜひ入れてもらいたいのですけれども、そういう結果です。うち人数が多いものですから、個人的なことばかり言ってもしょうがないということで、的確に皆さんに御報告いたします。

松野豊委員長 ありがとうございます。

はい、では藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 2つの会派で大きく歩み寄っていただいたものがある。私たちの会派でもさらにまたこれを勉強しました。出た意見として、やはり条例は同率、同じ位置にあるべきものということで、2条も取ってしまえというような強い意見もあったのですが、それは会派の中でせめて「最高規範」がなければ2条が生きていてもいいのかなということになりました。

それとあわせて議会基本条例ということですので、「規範」という言葉が残っているのも何かおかしいということで、さらに「基本的事項」というふうに「規範」を「基本」に変えたらどうだという意見がありました。皆様で一度御協議していただければと思います。

以上です。

松野豊委員長 ちょっと、では草間研究員に見解を一般的な見解。一つは、「最高規範」と入れること、最高規範について。それから今あった「規範的」ではなくて「基本的」というのはどうかという、ちょっと法律担当ではないのであれですが、一般的なことで構いませんので、草間研究員お願いします。

草間研究員 まず、この原案では、この条例は今皆さんの御議論だと「議会運営における規範的事項を地方自治の本旨に基づき定めることにより」と、「最高規範」と「規範的事項」ということ、まず最高規範ですけれども、これはやはり入れるも入れないも各議会の御判断ということになってお

ります。こちらは入れている議会もございませし、入れてない議会もございませ。こちらはやはりいわゆる議会基本条例、栗山町の議会基本条例から始まる学説の1つでございませので、最高規範性というこの「性」が重要でございませして、何度も言っているように、この最高規範という言葉はこだわらなくも結構だと思ひませ。あつても結構です。これは御判断です。

2つ目としませして、今出ました「基本的事項」、「規範的事項」ではなくて「基本的事項」というお言葉なのですけれども、こちらについてもこの2条が担保していれば、私としては問題がないというふうにかけておひませ。といひませるのは、久留米市議会が議決した議会基本条例は、条例の位置づけてとしませして、21条、この条例は議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関するほかの条例等を制定し、または改廃するときにおいては、この条例との整合を図るものとする。また、神奈川県議会の議会基本条例、17条、この条例は県議会の基本となる事項を定める条例であり、県議会に関する他の条例を制定し、または改廃するときは云々と基本となる事項という言葉は使われておひませ。また、規範的事項という言葉も使われておひませるので、要はこの条例がほかの規則、議会規則、また議会運営を縛るよということさえ担保していれば、その最高、いわゆる神原先生がおっしゃる最高規範性というのは担保するという解釈になると思ひませ。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

まず、さの「最高」を入れるかどうかという議論とちょっと2つ議論、論点があるのですけれども、では戸部委員。

戸部源房委員 「最高規範」というのは、第2条の件だよ。要するにこの条例によってそのほか同様のあるいはこれに関連するいろんな条例等々を制定する場合、これを基本としてやっていかなければいけませんよというのが最高という意味ですよ。そういう意味で先ほど草間さんから言われたように、規範的事項も最高規範もこれが2条がやられている以上、これは同様に意味ですよということでしたら、私はうちの流政会でも、強いてこうだということにはございませないので、皆さんの意見に従ひませよということですよ。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 前回持ち帰ったのは、「最高」を入れるか入れないかの議論でしてきたのですよ。それで申しわけないけれども、副委員長、「基本的」というのは、突然今出てきた。それで前回の公式の委員会ではなくて、休憩のいろんな副委員長とお話でも、その「最高」を入れるか入れないかで会派のいろんな意見があると。その時点で「基本的」とは聞いていませ、私。それらは非公式だからいいのだけれども、それをまたきょうぼんと出されると、議論が振り出しになってしまうと思うのですけれども。

松野豊委員長 藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 田中委員おっしゃるとおりなのですが、ただ会派内で周知をして、来る2月9日

全員協議会の後にまた議会基本条例についての説明あるいは質疑、そういったものがある中で、会派のほかの委員の以外の人間からさまざまな質問やおかしな質問が出る可能性もあると。それであれば、以前、きょうの23日以前に問題点や入れたい項目というか修正したい項目があれば、きょう以前に出してくれということで、すべての条文についてうちの会派では話し合いをしております。この後またほかの項目でも修正というか、これはちょっとおかしいのではないかとすることを提案したいと思っておりますので、今回だけはちょっとこの辺も一度この委員会で議論をしていただきたい。そうしないと、また今度は本会議で質問が出てしまうと、会派の代表とはいえ、それを抑えていくことができなくなってしまいますので、御理解をしていただきたいと思います。

松野豊委員長 田中人実委員。

田中人実委員 私の先ほど「最高」を取るか取らないかの意見も、先ほど言ったように3通りの意見が会派であるのです。まとまらないので、代表一任と。通常私は「最高」を入れたほうが良いというふうに意見を述べた立場ですから代表一任されたときに、これはその会派の考え方、いろんな考え方あるのですけれども、一任された場合は、自分と違う意見を尊重しようというのが私の立場なのです、割れているから。それは代表一任となれば、では「最高」残せというふうに言いますけれども。先ほど戸部さんもいろいろ個人的な見解は抑えて、皆さんに従うと言ったのは、ここで採決ということをするのは好ましくないという配慮だと思うの、恐らく。きょう突然その「基本的」と言われれば、きょうで結論は得るという大原則があるわけですから、採決しなければならないではないですか。それでいいというのであれば採決しかないので。「基本的」にするのかしないのか。まず「最高」を取るか取らないかの合議をまずして、その後ではそれを「基本的」に変えるかどうかの採決をする以外、きょうのスケジュールの中で結論は得られないと思う。

松野豊委員長 酒井委員。

酒井睦夫委員 うちの会派もそんなに強くこだわっているわけではありませんので、「最高」はあろうとなかろうとみんなが良いというのならそれでいいという感じなのです。その中で今のような意見が出ているということですから、「規範的事項」より「基本的事項」のほうがわかりやすいのではないかという意見は、確かにそういうことは事実ですから、それを皆さんにお諮りして、皆さんがああ、そのほうがいいねというのだったらそれでもいいし、だめだというのならだめでもいいのです。そういうことだということで御理解いただきたい。

草間さんにひとつ御質問をしたいのですけれども、議会基本条例の前文をずっとチェックしていたら、京丹後市議会と伊賀市議会と同じことが書いてあるのです。それは議会基本条例の前文であるにもかかわらず、例えば「伊賀市の最高規範である伊賀市自治基本条例における議会の役割と責務に基づく市の意思決定機関であり」という、自治基本条例が最高機関であるということを前面に打ち出して、その傘下というか、そこにつながるものとして議会基本条例があるという言い方、これ京丹後市も前文に書いてあるのですね。それでいくと、一番素直にいけるのは、自治基本条例が

最高規範で、こっちは最高規範という言葉を使わないと一番素直かなという感じ、私個人的にはそう思ったのですが、議会のという限定された範囲で最高規範ということであれば、それでもいいかなという感じなのですが、一番何というかすんなりいく表現というのは、どんなものでしょうか。両方使ってもいいということなのか、自治基本条例に最高規範という言葉を使って、議会基本条例は使わないというのが一番素直というかわかりやすいのか、市民から見て。それはどんなものでしょうか。

松野豊委員長 草間研究員。

草間研究員 おっしゃるとおり京丹後市議会と伊賀市議会では、議会基本条例前文の中で最高規範であるまちづくり基本条例を入れておきまして、最後に議会基本条例の中で最高規範性ということ、議会運営の最高規範性という言葉をおっしゃっております。これは京丹後市とあと伊賀市議会のこの御議論の中の過程でこういうことが生まれたものでございまして、流山市の場合は今までの議論あるのですけれども、一番ちょっと異なるのが、まちづくり基本条例と、自治基本条例ですか、ちょっと私その経緯はわからないのですけれども、自治基本条例の経緯についてここでは、この議場では余り触れてないというふうに確認しておりますので、それはこれも皆さんの御判断なのですけれども、別として考えられてもいいのではないかなというふうには思います。京丹後市の場合は、しかも修正かけております。自治基本条例につきまして、議会で。その辺も深く追っていただいて、ただその条例の最高規範性を使うか使わないかという議論もこれは分かれる話でございますので、私の立場からはいろんなオプションがあつて、その議会、または自治体におけるやり方があるということだけしかちょっと今の段階では触れられないというふうに思います。

松野豊委員長 戸部委員。

戸部源房委員 藤井委員と酒井委員のほうで規範的事項と基本的事項、そういう論議がなされたということがございましたので、私どもの見解を申し上げたいと。先ほど草間さんのほうから規範的事項も基本的事項も基本的には同じですよということがございました。そういうことで考えると、今までずっと議論してきた中で、流山、この特別委員会では規範的事項ということを書いてきましたので、それでいいのではないかなと、そういうふうに思います。

それから、自治基本条例と議会基本条例の問題です。これに関しては先ほど申し上げましたように、私としては議会基本条例を一生懸命やってきたので、こういうふうにやってきたということで、議会基本条例は議会基本条例、自治基本条例は自治基本条例、別途に構えてきちっと対応していく。もちろん自治基本条例もこれから上程されると思いますけれども、ここら辺は真剣に考えて、そこら辺も検討していくと。また、協議会もあることですから、そういう形で対応していきたいというふうに思っています。

松野豊委員長 ほか御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

ちょっとでは集約というか、今までの議論をちょっと集約させていただきますと、いろいろ思い、

それぞれの会派に戻られて、それぞれの議員さんの思いもいろいろどっちでもいいという方から入れたほうが良いという方から「最高」を外したほうが良いという方からいろいろな意見があったということでしたけれども、今の皆さんの御意見を集約すると、案の1、いろいろあるけれども、案の1、これで示している案の1、つまり「最高」を外す案ですね。「議会運営における規範的事項を地方自治の本旨に基づき定めることにより」で集約をされるのかなというふうにとらえましたが、ここについてはよろしいでしょうか、まず。1つずつちょっと整理したいので、よろしいですか。

伊藤委員。

伊藤実委員 今委員長が整理された方向でいいのではないかというふうに思います。非常に「最高」という話では、うちの会派でもさんざんやったのです、時間をかけて。戸部委員が先ほど言ったような結論でございますので、その辺で落ちつけばいいのではないかというふうに思います。

先ほど藤井副委員長が言われた件につきましては、うちの会派では対応しておりませんでしたので、その件は別時限になると思います。

松野豊委員長 まず、では先にその「規範的」か「基本的」は後でやります。まず、「最高」を外すということについては、よろしいでしょうか。この委員会としては外そうということで、外すという結論で決したいと思います。

「規範的」か「基本的」というところは、いろいろ今も議論がなされたわけですが、やはりこれまでの議論の積み上げ、特別委員会での議論の積み上げというのを今までこの特別委員会も進行上大事にしてきたということと、あと酒井委員からも先ほどありましたが、あくまでも会派内での議論の結果をお示しただけであって、そこにこだわっているわけではないという御発言もございましたので、これは「基本的」というのもどっちも正解だと思うのですが、草間研究員からも見解示されましたが、どっちも正解だと思いますが、当委員会としては今までの議論を大事にしたいということも含めて、このまま「規範的事項」でいきたいなと、私も委員長として整理をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、そのような形で整理をさせていただきます。

それから、ではあと全体含めて、ではこれで一応一通り全部終了しました。本当にお疲れさまでした。20回にわたり委員会、きょうが20回ですけど、ちょうど切りがいいのですけれど、たまたま。恐らくここまで1つのことで長時間にわたり、長期間にわたり議論をしたというのは、ちゃんと調べておりませんが、恐らく流山市議会史上初ではないかなというふうに思う、正式な特別委員会としては。それぐらい皆さんにもお骨折りをいただいてここまでできたこと、本当に感謝を申し上げます。後はちょっと全体通して改めて各会派から特に御意見ございますでしょうか。ほかの条文のところとかで、現段階で。

藤井副委員長。

藤井俊行副委員長 申しわけございません。2点だけあります。

まずは3条の1項、「公開性、公正性、透明性及び」という部分で、「公開性と透明性」が同じではないかということで、公開性というのは議会議場の公開をうたっていて、透明性というのは議員活動、議会活動の透明性で意味が違うというのはわかるのですが、ただ文書をこうやって並べると、同じように市民の方、受け手として市民が対象となった場合には、同じ言葉が重複しているように感じ取れるので、透明性に統一してはどうかということです。

それと同じ条の6項がこの委員会での議論の過程の中で市民の傍聴意欲を高めるといふ部分から変化をして、市民が傍聴の必要性を認識できるというふうに変わってきたのですが、ただほかの条項については、理念的なものが書かれているにもかかわらず、この6項だけが何か突出して何かちょっと細かな文言になっているということが違和感があるということだったので、この2点だけちょっと御協議していただければと思います。

松野豊委員長 それでは、第3条の1項からいきたいと思いますが、「公開性、公正性、透明性」を「公開性」をつまみ切る。公開性と透明性が同じ意味ではないかということだったのですが、これちょっと事務局から何か整理あります。

竹内主査。

竹内議会事務局主査 それでは2点につきまして御説明をさせていただきます。

藤井副委員長から透明性の中に公開性が含まれるので、公開性を削除してもよろしいのではないかとこのところがございますが、公開性というのは、今副委員長がおっしゃったように、議会の公開という意味でございます。透明性につきましては、議会情報の透明性という意味とあと活動の透明性があります。酒井委員からこの特別委員会の中で何度か御発言がありましたが、議員は何をやっているかわからないということがまず市民感情としてあるのですよという発言がございました。その議論を経て議会活動の透明性という部分を含んでおります。もう1点、先ほどもご発言がありますが、現在流山市議会はインターネット中継を実施しております。これは自宅で議会運営、議会活動の様子が市民の皆さんが御自宅にいながら見ることができるものです。これはいいかえれば、配信するのは議会ですが、市民側からみれば議会活動のいわゆるチェックといいたいまいしょうか、どのような議論が行われているかという、そういう議会活動の透明性を示す1つとしてインターネット中継の導入が位置づけられます。そういう意味で原則公開をするというものと、積極的に活動を透明化していくという部分で分けておりますので、一概に含まれるという意味ではなく、分けて表現しております。

松野豊委員長 6項は後でいいです。まず1項からいきたい。それで今事務局の見解示されましたが、委員いかがでしょうか。では、このままでいくということでもよろしいですか。

藤井俊行副委員長 了解。

松野豊委員長 （６）、ちょっと事務局の見解、竹内主査。

竹内議会事務局主査 それでは、第３条６項についてですが、当初市民の傍聴意欲を高める議会活動に努めるという表現でありました。ただ、今回策定しておりますのは議会基本条例でございます。策定するに至った理由の一つにもありますが、議会改革を進めるための条例ということでございますので、市民の意識改革を進めるというものはこの条例に盛り込む基本事項ではございません。傍聴の必要性というのは、そもそも存在しております、その必要性を市民の方に認識していただけるように議会が活動をするという運営の原則論を述べておりますので、市民の方の意識改革を迫る条例ではございませんので、表現は、議会側から発信する条例内容という意味でこのように変更してあります。

松野豊委員長 これについてはいかがでしょうか。

田中人実委員 。

田中人実委員 そのとおりだと思います。そもそも流山市議会が対面式にしたり、それからインターネット中継を取り入れようと、それから一問一答、議会改革をしなければいけないというもとの発端もそういうより多くの市民に開かれた議会にするのだと。開かれた議会というのは、より多く当然傍聴者も来ていただきたいと。それで傍聴者のためにわざわざモニターも設置したわけですから、ですからここに書くことは、そもそもの議会改革にとりかかり、議論、それをやっぱりいつまでも忘れないで書くことは今後の議会改革をさらに進める上で重要な項目だと思うので、私は残すべきだと思います。

松野豊委員長 いかがですか。ほか。

〔「そのとおり」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 では、これもそのまんまということでもよろしいですか。はい、ではこのままでいきます、全体通して。よろしいですか。

乾委員。

乾紳一郎委員 この後で、今後のスケジュールとの関係なのですけれども、ホームページ上にアップしますよね、要するに素案としてまとりました。それを意見が寄せられたものについて検討して、それで修正することもあり得るというスタンスでいくのですか、その辺をどうするのか。

松野豊委員長 いや、骨子までで……

〔「終わり」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 事務局、竹内主査。

竹内議会事務局主査 今の御質問にお答えします。

ホームページも含めなのですが、二通りありまして、まず２月１５日に議会だよりというものが発行されます。最終的には今後のスケジュールでも委員長のほうから御報告いただくのですが、上程日とホームページにアップするのを比べますと、ホームページにアップするほうが早いです。です

から、その時点では素案という形で出します。注意書きのときに上程案につきましては云々という形で注意書きはもちろん入れていきます。本会議に提出されるものが条例案になりますので、その前段の素案という形でホームページにアップして、公表していきたいと考えます。これは全員協議会が終わった後、会議録とともに2月9日以降にアップしていく手順で考えております。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 要するに、ちょっと確認しておきたいのは、もうきょうで終わりなのかということですね。今後また修文するのかなのかと。その先ほど民主党さんのほうではほかのことについても全部やったと。それはこの前持ち帰ったのは、懸案の事項を持ち帰った、前文だとかを持ち帰ったので、全体としてどうなのかというのは、会派によってはやられているところはあるかもしれないけれども、特別委員が基本的には議論してきたので、その辺でいやもう会派でここは変えてほしいとかというのが出た、出る場合もあり得るでしょう。それをどこで締めるのかということがあるので。

松野豊委員長 ちょっとこれ議論なのですけれど、皆さんと。一応ちょっと今後のスケジュールでいくと、ちょっと厳しいかなというのが1つ。絶対無理ではないのですが、総務とてにをはを含めて1回総務に投げなければいけないのです、その上程する前に調整というか。それが総務のほうも別にこの議会基本条例だけやっているわけではないので、できれば2週間ぐらいはいただきたいということをおっしゃっているのです。議会の初日が今の予定だと2月の19でしたか、きょうが23日で、きょうが1月23日で、19が本会議開会で、2月9日が全協なので、実質もう中2週間しかない状態なのです。だから、できればこれで確定をさせていただいて、一たん総務に法制担当にチェックをいただいて、2月9日に条例案として全協、この後もちょっと皆さんに御周知しようと思っておりますが、前回は特別委員会でも申し上げましたが、2月9日の全員協議会方式の議案説明会終わった後に1時間程度前回は議論していただきましたが、私のほうからそれぞれの議員さんに委員以外の特別委員以外の議員さんに御説明、場合によってはちょっと質疑応答の時間も取ってもいいかなと思っておりますが、1時間程度やって、上程されるということの流れでいくと、ちょっと今後の段取りを考えると、ちょっともう1回修文の議論をするというのは、ちょっとかなりタイトかなというのがあるのですが、ちょっとそこは議論だと思います。この特別委員会の中でどう決めるかと。

戸部委員。

戸部源房委員 今委員長がおっしゃったように、また全体的にもきょう20回目ですね。これで基本的な議論は終息したいということがございました。私はそういう形でいいのではないかと。後は総務とか法文化されたものがきちとなった段階で、確認だけでいいというふうに思っております。これから議論を深めてということになったら、3月無理になってしまうよね。そういうことで私はいろんな意見は出てくると思いますけれども、そこら辺の段取りはきちとやってきているわけですね、代表で来ているわけですから。会派でもいろいろ話し合っていると思いますので、きよ

うが一応最終のまとめかなというふうに思います。

松野豊委員長 後はもう1つの議論……田中人実委員。

田中人実委員 私もそう思いますよ。今まで各会派でこの条文作業の中で、当然意見交換をしてこなければいけなかったわけです。それできょうまとめると、それで全協で説明して、どうしても質疑事項、ここがどうで、どうなったのですかという、もし議員さんがいて、それがここはこういうふうに疑問に思うと、こう変えるべきではないかというもし議員さんがいた場合、その意見を全協の中で、ああ言われればもっともだという意見が出れば、仮に、そこでそのところを協議してもいいですけども、原則はもうきょうここで終結をして、全協で説明をします。でないとスケジュール的に難しいと思います。

松野豊委員長 後はそれを補完する方法論としては、2年に1回見直しというのがあるので、幾つかきょうも棚上げ、文書質問であるとか、幾つか棚上げというか後々の検討課題にしましょうというものもほかにもありますよね、今までの議論の過程の中で。例えば通年議会とか、そういうものも含めて、ですから全協なり、あと本会議の質疑、討論もやろうという話にこの特別委員会では議論されてますから、その中でいろいろほかの議員からも問題提起はあるでしょうけども、それはそれとして記録にしっかり残しておいて、2年後の見直しのときにそれをしっかりと引き継いでいくというところで担保しないと、ちょっと3月上旬が厳しいかなという感じは、今御意見も伺いながら私もちょっと思ったんですけど、いかがですかね。

松野豊委員長 乾委員。

乾紳一郎委員 それで確認するならそれでいいのです。ちょっと要するに市民の意見をお寄せくださいとやりながら、反映させる機会がないので、その辺はどうなのかなというのが私ちょっと疑問があったのと、それをやるのだったら、もう一回どこかであるのかなというふうに思ってたものだから。もうここで一応全部文書になったので、それで特別委員会は結論ですということでやるならば、それはそれでいいです。

松野豊委員長 そこも多分私らの議論だと思います。1つは、市民の意見を反映させるということについては、骨子案の段階でいろいろ意見交換会もやって、市民の方の意見を全部吸い上げて、このということの中でももちろん盛り込んだものも、すぐ、どれとどれって出てこないですけど、その議論の過程の中で、ではこれは入れようといって盛り込んだものもあったはずなのです、過程の中で。ただ、ひとつ私は記憶しているのは、意見交換会、1回、2回とやりましたが、1回目も2回目もたしか出ていたような気がするのですが、質疑応答の中で市民の方、参加者の方からの御要望として、成文化された後も市民の意見を聞く機会をつくってくださいとか、成文化された後も機会をつくってそれを取り入れてくださいという意見が出ていたことはしっかりと記憶をしていますが、ただこれもこの特別委員会での皆さんとの協議の中での決断というか結論でいいと思いますが、それを要するに骨子の段階では、まず1つは市民の方からいただいた貴重な意見を十分加味し

て成文化してきたという事実は間違いなくあるわけです。ただ、その成文化したものをさらに市民の方にお見せして意見をいただくということについて、今の議論の流れからいくとそこをやっている時間がどうも3月議会をめぐるとするとちょっとないかなというのが私が感じているところではありますけれども、時間がないので、例えば一たんこれで上程しておいて、2年後の見直しという部分で議員さんからの意見もそうですけれども、市民からの意見聴取、成文後の意見聴取も含めて後の2年間で、要するにつまりこれ上程して終わりではないので、上程してからむしろ可決されたら、それからがスタートでゴールではないと思うので、そこから運用していくという結論に特別委員会としてするか。ここはちょっと皆さんに御意見いただきながら集約したいと思います。

田中人実委員。

田中人実委員 記憶がちょっと定かでないので、後で確認してもらいたいのですけれども、シンポジウムと意見交換会をやるときに、今後のスケジュール、当然。あの中でたしかちょっとわからないのだけれども、成文化まで意見を入れると間に合わないのではないかと。要するにシンポジウム、意見交換会でその市民の意見を取り入れることしかできないのではないかみたいな議論をしたような記憶があるのだけれど、それは間違い。そんな議論をしたような気がする。

松野豊委員長 事務局わかるみたいなので、竹内主査。

竹内議会事務局主査 田中人実委員が御発言いただいたとおりです。報告会の中でも素案ができたときに市民の意見をという御発言がございました。そのときにはっきりスケジュールをお示ししてご説明されております。報告会では、骨子について本日の議論、または御要望をお聞きして、成文の中で議論していきますので、その後、素案での報告会は考えていないので、成文の中に皆様の意見も含めて生かしていきますとしておりますので、それは担保されていると思います。

松野豊委員長 よろしいですか。

ほか御意見ございますか。

酒井委員。

酒井睦夫委員 意見ではないのですが、これ最後に参考情報で今朝、私はメール毎朝20ぐらいチェックしているのですが、その中に議会改革ランキングだったか議会活性化ランキングだったか、そういうのがあって、二十何ページ添付でついていて、その結果だけばあっと見てきたのですが、流山市は全国19位というふうになってまして、千葉県では1位だったですね。大体こういう先ほど松野さん言われたように活性化しているという1つのあらわれがこういう、どうやって調べたのかとか、それはちょっと忙しくて見てないので、そういうのがありましたので、ちょっと報告をしておきたいと思います。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、これはどうしましょう。まずこの議論というか、では今の流れからいうと、乾委員。

乾紳一郎委員 だから、それ確認だから、要するに市民にホームページに公表しても、要するに今後

の見直しに生かすということでやるということですね。

松野豊委員長 はい。

乾紳一郎委員 それならそれで。

松野豊委員長 では、それで委員会としては整理をしたいと思います。

ではよろしいでしょうか、その全体を通して。

では、次、(2)の今後のスケジュール、ちょっと12時回りましたが、このままやってしまいませんか。もうあと10分か15分で終わると思いますので。今後のスケジュールですが、確認事項が何点かございます。1つは、先ほども少し触れましたが、総務課との最終法規審査にはちょっと2週間ぐらいいただきたいというのを事前にいただいていますということ。あと、てにをはや法規上間違った表現や解釈をされる可能性のあるもの等は、趣旨が変更にならないような表現変更については、もう正副委員長に御了承いただきたいということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、これは御一任いただいたということで整理します。

それから、2月9日に予定されております3月定例会の全員協議会、2月9日1時半からの議案説明会終わった後ですから恐らく3時とか3時半ぐらいからとなりますが、約1時間程度の時間をいただいて説明会をしますと。今も御確認いただいたように、あくまでも最終説明とします。先ほど田中人実委員からもございましたように、意見、場合によっては質疑も受けて、皆さんの合意形成で例外的にどうか、あれば、それはがちがちでもう何も変えませんというのではなくて、臨機応変にそれは対応したいなと思いますが、全協の段階であれもこれも新たなこととかというのを、先ほどちょっと藤井副委員長も会派内の議員さんのことをちょっと御心配されておりましたが、そこでたくさん出てきても、今まで議論、先ほどからたくさん委員さんからも御指摘いただいているように、今までずっと議論積み重ねてきたわけです。議会活動に私も自分の経験でそうですけど、1期目は一人会派で1年生のときは、その進行上のルールとかもよくわかってませんでしたから、全部成文が出てきてから後でいろいろ、ああ、ここおかしいのではないの、ああではないのということ私自身も言っていた経験からすると、多分恐らく1期生の方はその辺の議会のルールとか議論の積み上げのルールの御理解がまだちょっと薄いのかなという気が個人的にはしておりますが、それでも別に意見を受け付けられないとかいろいろも要するに質疑も受け付けられないのではなくて、私としては委員長としては、一応意見は聞きましょうと。ただし、原則ルールは今までずっと20回も特別委員会、この委員会にしてもやってきているわけですから、途中でやっぱりそれは会派内でのマネジメントでいろいろ議員さんから意見があれば、それを吸い上げてすぐここで議論してもらおうということを原則的にはやってきたという理解をしますので、そこはそういうふうにはさばかせていただきたい。当日もさばかせていただきたいなというふうに思います。

それから、本日の協議結果を反映させた最終案、逐条解説も含めて、解説文付につきましては、

後ほど事務局のほうからきょうの分も含めた反映させたものを皆さんに、特別委員の皆さんに配付をいたしますので、会派内で再度周知を、今後の段取りと今までの議論の積み上げというものもあるよということも含めて、全体でそれぞれ周知徹底をいただければなというふうに思います。

それから、最後に3月議会の上程についてですが、特別委員長名で発議をさせていただきまして、本会議での質疑、討論を経て採決をするという流れになりますので、御了承をいただければというふうに思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

松野豊委員長 はい。では、本当にありがとうございました。長時間にわたり、ちょっときょう実質的にはそういう意味では今後も見直しはどんどん続いていきますけど、我々このメンバーとしての特別委員会としては、特別なことがない限り、恐らくこれで最後の委員会になると思いますので、最後になりますので、ちょっと委員の方からそれぞれ感想といいますか、所感をちょっとせつかくですからお述べいただいて、後は正副議長もずっと発言もしないで黙って聞いているというのが一番辛いと思いますけれども、会議に出る中では、正副議長にもずっと御同席というか傍聴いただきましたし、きょうはちょっと青野議員だけですけれども、委員外議員は、議員にも傍聴いただいていますので、一言ずつ皆さんに御所感をいただいて、一たん締めて、毎度のことながら傍聴者の方にも一言ずつ御感想をいただいて、委員会締めたいというふうに思います。

それから、草間研究員はもう12時になったのであれですね。ちょっと草間研究員に先に聞きたかったのですが、ちょっと残念ながらきょうはその後御予定があるということでしたので、もうお帰りになりましたが、ではどうしましょう。乾委員からでもいいですか。では、ぐるっと。

では、乾委員、お願いします。

乾紳一郎委員 皆さんどうも御苦労さまでした。本当に月に3回とかそういうスケジュールでやってきましたので、大変忙しかったのですが、私自身非常にこの中、特に前半の部分で議会改革だとか議会のあり方はどうあるべきかという問題で、かなりやっぱり自分自身としても勉強させていただいて、いろいろ本も読んだりとか研修なんかにも別に出かけたりしてやってきましたので、途中まではどうしていったらいいのかというのがわからなかったのですが、途中から自分なりの指針を持ってやれたなというふうに思います。実際にこの議論の始まる前後から議会改革も進められてきましたので、一問一答とか幾つかの議会改革も進めてきて、それが実際には議会で公開の場で議論をするという、そういうのが広がってきているなというふうに思います。後は中身ですよ、一般質問なんかでも。本当に二元代表制にふさわしい議論をしていく。それは個々の会派や議員がそれを目指していくということで、議会の風土をやっぱりこの機会に大きく変えたいというふうに思います。

以上です。どうも御苦労さまでした。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

高橋ミツ子委員 大変お世話になり、ありがとうございました。当初自治基本条例、二元代表制という中で自治基本条例を策定するという話から始まりまして、やはり議会も最大限のルールをつくっていこうということで立ち上がったかと思います。そして、何よりも議員に選ばれた議員たちは一体何をやっているのだという中で、やっぱり議会は何を目指して頑張るのかということをお皆さんと一緒に議論する中で、また市民の声も聞きながらここまで来たということは、本当に議員全員あるいは事務局、傍聴者の皆さんの力あってここまで来られたこと。そして、自分たちみずからがつくり上げてきたというところがほかにはないものというふうに私は考えられるし、そこに参加させていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。このルールを守った上で議会運営がされることを願ってやみません。

以上です。

松野豊委員長 伊藤委員。

伊藤實委員 皆さん御苦労さまでした。いよいよこれで議会改革の基本ができたわけですから、これを生かして議会がますます活性化されるように私も含めて頑張りたいと思います。ありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

では、戸部委員、お願いします。

戸部源房委員 どうも皆さんありがとうございました。私は基本的に思いますのは、無私の心で市民のために全力を尽くすと、これが1つの信念でやってきたものですから、いろいろ議会改革については市民のためにどうしたらいいかと、常に考えてきた人間でございます。また、実行もしてきた。そういう中で議員全体の議会運営の基本的なルールが確立されたこと、これは非常に素晴らしいことかなど。改めてこれが成立して3月に可決した後がこれからが大変なので、皆さんと一緒に頑張って切磋琢磨して、今後とも市民のために無私の心、私を無にするということですから、私を無にする。そういう心で頑張っていきたいなというふうに思っております。ありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

では、田中人実委員。

田中人実委員 20回にわたる委員会、この議会基本条例の精神の1つである自由闊達な議論、まさに20回そういう形で議論できたことは本当に幸せだったと思います。かつての流山市議会の議会運営を思い起こすと隔世の感があります。この貴重な経験を生かして、この規範にのっとって市民の役に立てるために今後も議会活動に邁進したいと思います。正副委員長初め皆様御苦労さまでした。ありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

酒井委員、お願いします。

酒井睦夫委員 新人ですので、ちょっと幼稚な意見が多かったと思います。失礼なことも言ったかもしれませんが、私としては本当にいい勉強させていただいて皆さんに感謝しております。先ほどちょっとランキングの話をしましたけど、どうやって調べたかしりませんが、やっぱりちゃんと見ているのではないかなと、全国19位、それから千葉県で1位、このランキングにふさわしい活動だったと私は思っています。

この議会基本条例によって私なりには2つ課題が、大きな課題が残っているというふうに思っています。1つは、この条例の中にうたわれてますが、市民に対する説明会、議会としての説明会を行うというのが入っているのですけれども、これ実際にやるとなると非常にこれ難しいですね。大勢の方に参加していただくような議会としての市民説明会というのは、どういうテーマでどうやってやるかという、これが1つの課題だと思います。

それからもう1つ、私がこの議論の中で提案して、今回は受け入れてもらえなかったのですが、議員が何をしているかわからないということを明らかにしましょうと。議員の活動報告をするという、これは今回は入りませんでしたけれども、大きな課題だと思いますので、どういうふうにしていくか、引き続き検討していきたいと思っています。

以上です。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、特別委員の中では最後に、副委員長、お願いします。

藤井俊行副委員長 皆様本当にありがとうございました。当初私はこの議会基本条例が余りわからない状況での皆さんとの参加で、大分足を引っ張っていたかと思います。そして、委員長のあいさつとか説明の中でもこの特別委員会が今まで流山市議会に歴史上すごい議論をしてきたというようなことをおっしゃってましたが、他のもしかしたら特別委員会ではこれ以上の時間を要した委員会があったかもしれません。しかしながら、正副委員長の事前協議の費やした時間は多分歴史上始めて以来ぐらい長い間費やしたと思っています。それによって、この条例策定におけるまた会派内のさまざまな意見集約の能力とかそういうことも勉強させていただきました。今後ますます流山市議会、これによって発展していくことを期待したいと思います。本日はありがとうございます。

松野豊委員長 どうもありがとうございました。

では、せっかくですので、ちょっと傍聴いただいている、青野議員と正副議長で、あと事務局にちょっといただいて、一たん締めて、傍聴者の方に御感想いただきます。

では青野議員お願いします。

青野直議員 機会をいただきまして、ありがとうございます。端的に申し上げます。私は議会基本条例と自治基本条例が3月に提案をされるという双方の議案に関係する議員として非常に感謝を申し上げたいと思います。長い間行政におりましたけれども、議会と一緒にこういうものが提案をされていくということに誇りを持っております。

それから、これは作家の有名な言葉ですけれども、「努力する者は夢を語る」、ではその反対は何だということなのですが、「怠け者は不満を語る」ということなのですから、今まさに変わる、今変わる流山市議会、非常に幸せを感じております。どうもありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、副議長、済みません。お願いいたします。

関口和恵副議長 どうも皆様20回本当に御苦労さまでした。私も副議長という立場をいただきまして、このようなところに出ささせていただき、本当に感謝いたしております。議会とは、改めて勉強させていただきまし、皆様の議論一つ一つ聞きながらこうでなければならぬのだという一議員としてもこれからまたしっかりと頑張っていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、馬場議長、よろしく申し上げます。

馬場征興議長 本当に長時間にわたり、また限られた時間内にもう後ろが決まっておりましたものですから、最初から。その間に委員各位の方、それから委員長、副委員長含めまして本当にありがとうございました。御苦労さまでございました。まさに滅私公房の精神で、先ほどのだれかの御意見もありましたように、私を殺しながら公のために今回の議会基本条例が作成された、誕生したものだと思っております。無から有を生むという本当の難しさ、私ども議長、副議長こちらのほうで皆様方の闊達な意見を聞かせていただきましたけれども、当初はやはり不安も当然あります。初めての試みでしたので、でも今今回20回を迎えまして、立派なものが生まれつつあります。小さいものかもしれないけれども、小さく産んで大きく育てろという言葉もありますので、これからさらに充実した運営を我々は心づもりしていかなければいけないかという感想を持っております。委員長、副委員長、それから各委員の皆様、本当に御苦労さまでございました。

松野豊委員長 ありがとうございます。

では、せっかくですので、ちょっと事務局もお三方一言ずついただいて、それで締めます。

いやいや3人ともどうぞ、竹内主査から、最後局長に締めていただいて。

竹内議会事務局主査 それでは発言の機会をいただきましたので、事務局といえますか、常に正副委員長と行動をともにし、特別委員会を補佐させていただいていた立場なのですから、合議制というものはどういうものかというのと、自由討論というのはどういうものかというのをまさに見れた特別委員会であったのではないかと感じておりますし、いい経験ができたという思いがあります。

あと先ほど草間研究員が退席されるときに私にお話をされたのですが、流山の議会基本条例には、策定のプロセスが非常に全国にないとても民主主義なやり方であったと。一歩的な諮り方や決定はなく、とても良い議論場であったとおっしゃってございました。他市の条例にあるから条文にもりこもう項目はなく議論の末に成文された条例であり、中身のある内容と感じているとはなされておりました。この条例を今後守り、議会運営していくことが、先ほどの議論ではないですけど、規範

という、本来の規範という意味が生まれてくるのではないのでしょうかという話も草間さんといたしました。大変貴重な経験と運営上いろいろ不手際も数多くありましたので、御迷惑をおかけしましたが、本日が終点という形になって大変いい経験になったと思います。ありがとうございました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

では、仲田補佐。

仲田次長補佐 どうも発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。委員長、副委員長を初め委員の皆様御苦労さまでした。また、事務局的には私直接担当ではないのですが、補佐をするような立場で参加をさせていただきまして、大変勉強になったと思います。それから、この雰囲気が続きますと、議会運営の委員会の方法ですか、それをちょっと別の方法を1つ考えていかなければならないだろうなという形を感じています。

それと後はお願いといいたいでしょうか、もう既に全国から10や20の自治体から視察希望といいたいでしょうか、そういった連絡が来てます。今の段階ではまだ制定途中ですという形でお断りさせていただいておりますので、またさらにちょっと忙しくなって大変かなということもありますもので、その辺は皆様の御協力をいただきませんと、ちょっとさらなる議会運営と今度は全国的なものといいたいでしょうか、そういったものが出てまいりますもので、御協力をお願いしたいというような気持ちです。どうもお疲れさまでした。

松野豊委員長 ありがとうございました。

では、秋山局長、お願いします。

秋山議会事務局 事務局のほうとしては、担当の竹内主査が専門についてこの委員会をずっと成果が出るまでつきあわせさせていただいたのですけれども、無事にこの条例を成案ができたということにつきましては、私事務局のほうの立場としましても非常にうれしい限りです。取りも直さず議員さんたちがこれほどの活発な議論をされたという経験、私が見たのは初めてです。恐らくほかの市議会もこれほど活発な議論をしたところというのは、余りないのではないかと思います。したがって、今補佐の話にもありましたように、こういった議論の進め方がこれからの議会の進め方の1つの模範になってくるのではないかというような感じがします。こういった中にいられたということに対して、私自身としても非常にうれしく思ってますし、またもう1つには誇りに思いましたということです。どうも皆さん御苦労さまでございました。

松野豊委員長 ありがとうございました。

本当にありがとうございました。皆さんの御協力あって、本当にこの9名で、9名、田中美恵子委員がちょっとけがといたしますか、御病気で御欠席されていてちょっと残念なのですが、まずは特別委員の皆様の御協力がなければここまで来れませんでしたし、またちょっときょうは退席されて大変残念なのですが、草間研究員のサポートもなければできませんでしたし、本当にいろんな方の手が加わって、もちろん事務局のサポートもなければできませんでしたし、ここ連日た

またま私は朝は議会に来て、夜8時ぐらいまでいるのですが、実は事務局員もほとんど残ってまして、それだけ本当に事務局の負担がふえているなというのを目の当たりにしているのですけれど、その事務局のサポートもなければできませんでしたし、まだこれから上程ですので、可決されたわけではないのですが、本当に特別委員会皆様お疲れさまでした。そして、御協力、御理解ありがとうございました。

以上をもちまして、議会基本条例特別委員会を終了したいと思います。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。（拍手）

閉会 午後 零時29分